

## 仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

## 1 改正の理由

「国民健康保険法施行令」の改正が予定されている、保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額の改定を行うとともに、保険料の軽減措置の対象世帯を拡大するもの

## 2 改正の概要

- (1) 保険料の後期高齢者支援金等賦課額の限度額を16万円（現行：14万円）に引き上げるもの。
- (2) 保険料の介護納付金賦課額の限度額を14万円（現行：12万円）に引き上げるもの。
- (3) 低所得者の保険料の軽減措置の対象を拡大するため、保険料の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げ等をするもの。

## 3 施行日

平成26年4月1日から施行する。